

平成30年6月7日

## 平成30年度 山梨県消費生活審議会 議事録

日 時 平成30年6月7日(木) 午後1時30分～3時10分

場 所 山梨県庁本館2階 特別会議室

出席者(敬称略)

[委 員] 大森委員、神山委員、河埜委員、志村委員、高村委員、田口委員、花輪委員、  
藤木委員、星委員、三澤委員、代永委員、渡辺(博)委員、渡辺(良子)委員  
以上13名(50音順)

[事務局] 県民生活部 立川部長

消費生活安全課 砂田課長、村松総括課長補佐、松土課長補佐、深澤副主幹、  
県民生活センター 志村所長、川口主幹、村松主査 以上8名

[オブザーバー] 甲府財務事務所 小林理財課長

傍聴者数 5名

次第

1 開 会

2 新委員の紹介

3 県民生活部長あいさつ

4 議 事

(1) 「消費者基本計画」の概要及び計画の達成状況と取組状況について(資料1)

(2) 平成30年度消費者行政の概要(資料2)

(3) 県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要について(資料3)

(4) その他

5 閉 会

### 【議事】

(議長)

一年ぶりで、お久しぶりです。それでは次第に従いまして審議に入らせていただきますが、審議が滞りなく進行できますように御協力をお願いいたします。まず議題の「(1)『消費者基本計画』の概要及び計画の達成状況と取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料1により説明

(議長)

事務局から説明がありましたが、何かご意見やご質問はありますか。

(委員)

資料の14ページの「消費者教育の推進」という中で、大学生への消費生活講座を実施していますが、今高校生もネットに通じていて、いろいろなものを利用していると思いますが、だんだんと低年齢化していますので、高校生にもこうした教育を推進してもらえればいいな、と思います。

(議長)

今の質問に関連して、事務局の説明の最後にありました、資料の8ページですが、2020年までに、成年年齢の引き下げに対応して、全ての高校で「社会への扉」という教材を使った消費者教育の実施をするということが目標とされています。この教材には、契約や消費者トラブルといった内容も入っているのですが、今おっしゃったような、ネット取引ということも入っています。消費者庁のホームページをみますと、「社会への扉」の教材と、教師用の解説書もみられるようになっていきますので、是非お時間のあるときに、皆様もご覧いただければと思います。

行政の評価というのもこの頃厳しくなっていて、山梨県の消費者基本計画にも数値目標が定められておりまして、2ページでみますと計画が始まりました平成26年度末の状況、平成29年度末の状況と平成32年度の目標があり、どのくらい達成されているのか非常にわかりやすく説明していただきました。

議長が質問してよろしいですか。今数値目標として現段階で少し遅れているところがいくつかあるのですが、例えば、資料1の2ページの「山梨県消費者基本計画」達成状況の4番目、「消費者と事業者との取引の適正化」の「食品表示合同調査による食品適正表示実施率100%の地域店舗の割合」ですが、当初の平成26年度は78.6%であったものが、平成29年度末は70%でちょっと下がってしまっているんですね。これは、平成32年度の目標である85%以上ということで、結構優先的に扱わなければいけないことだと思いますが、先ほど予算の説明がありました、特にこちらについて対応されていないことが原因とも思えますがいかがでしょうか。

(事務局)

この調査は表示を適正にしてもらうことを目的に、毎年同じ店舗を調査するのではなく、数年に1度調査をすることとしていますが、地域店舗とありますように、小さい市町村ですと大型店舗が少なく小規模店舗が多いこともあり、昨年度はそのような地域の調査も多かったことがあります。もちろんそのような地域の適正表示比率も上げるべきですが、このために前年度から比率が下がったのではないかと分析しております。

この調査は県の出先機関である農務事務所や保健所が事務にあっており、今後は我々も調査に加わる中で、さらに目標に近づくよう指導し、状況を注視して参りたいと思います。

(委員)

6～7番目の項目の「消費生活相談員の配置市町村率」や「有資格者率」の目標は70%、75%ですが、どうしてこのような数値を目標としているのでしょうか。

(事務局)

こちらについては、小さい市町村も含んだ率となりますので、単独で相談員を設置することが困難であることが想定されたため、小さい市町村を除いた設置率を設定したということです。

(委員)

広域の相談体制もできているわけですね。

(事務局)

広域で設置している市町村も含めた設置率となっておりますが、計画策定当初は小規模市町村に配慮した計画としています。

有資格者率ですが、民間資格を取得した方も含めて75%を計画目標としたわけですが、計画策定当時に相談員として活躍していらっしゃった方で有資格者でない方もいらっしゃいましたが、引き続き相談員を続けていただく必要があったということと、資格について十分周知されていなかったということも考慮して概ね75%以上ということで設定しております。

(議長)

こちらは国の目標値に準じた、ということですよ。「資料1」の1ページの「2 消費者行政を取り巻く現状と課題」の「2 相談体制等」の国の目標の4番目に有資格者75%以上とありますが、山梨県は遅れていたものを、現状を考慮しながら国の目標値まで引き上げて設定したということですね。

今のことに関して私からも1点いいでしょうか。1年前の審議会でも議題になっていたと思いますが、広域相談センターの配置について、資料1の3ページ目の「市町村における相談体制の整備状況」に平成30年5月1日現在の状況が出ていますが、大型店舗が非常に多い昭和町について、こちらはどの広域相談センターに入るのかという話があったと思います。こちらはまだ空白で設置無しの状況ですが、今はどのような状況なのでしょうか。

(事務局)

昨年度も昭和町の担当者を直接訪問しまして、昭和町の考えと、単独での窓口設置が難しいようであれば広域連携で相談体制を組めないかと聞き取りをさせていただいたところです。昭和町からは、単独での設置は困難との回答を得てしまして、できれば中央市との広域連携をすすめていきたい、その方向を検討しているとの回答でした。一方、中央市は相談員を置いて相談窓口を開設したばかりでしたので、まだ全体の状況もわからないということで、なかなか話が進んでいないところです。

(委員)

先ほど、高校生に対する消費者教育の重要性にも話が及んでいましたので、現状や今後の取組について少々お話しさせていただきます。同じような状況が、主権者教育の時にもありました。今度は成年年齢が18歳となった場合に、消費者トラブルの発生が予想されるということで、高校において消費者教育が重要であるということは十分承知しております。現在家庭科で行われている授業では不十分だと考えております。今回改訂される学習指導要領の公民科において、「公共」という新しい科目が出てくることは皆さんご承知かと思いますが、未だ詳細なところはわかりませんが、消費者教育が結構なウエイトをもって入ってくる。ですから、家庭科と、教科科目「公共」、これを学校における消費者教育の核としながら、外部講師を招いての講演会といったものを交えて行って行きたいと考えております。しかしながら、学校にはいろいろな教育の要請が来ていて、非常に教育の時間がタイトになってきていること、学校現場の苦しさを、是非委員の皆様にご理解いただきたいと思っております。

(議長)

私も山梨大学で教員養成課程に携わっておりまして、それも家庭科が専門になっていますので、

本当に時間数が足りない中で、何をどう工面していくのかという難しさは実感しています。

成年年齢が18歳になるということですが、今、20歳になったばかりの大学生が悪質商法のターゲットになっているという話を聞いたことがあると思うのですが、未成年者の取消権がなくなるというのが、すごく大変なんですね。成年が18歳になると、未成年者の取消権が18歳、19歳に適用できるというメリットがなくなるといいうのが大問題で、それで高校生に対して消費者教育を重点的にやらなければいけないということで、資料の6ページにあります、文科省と消費者庁等が連携したアクションプログラムが今年の2月に立ち上がって、目標値を掲げて推進しているということです。山梨県でも進めていかなければいけない、という風に思っています。

(委員)

今高等学校について説明をいただいたので、公立小中学校の立場でお話しをさせていただきたいと思います。資料の5ページにあります「消費者教育の推進に関する基本的な方針概要」の「消費者教育の推進の内容」の中で、小・中・高・特別支援学校における学習指導要領に基づく実践的な教育を推進とありますが、義務教育においては、学習指導要領が非常に重視され、このなかで授業を行っている状況です。具体的には社会科、家庭科、又は総合学習の中にあるキャリア教育の一環として消費者教育を推進しています。併せて、あえて課題をお話しすると、資料の右側にある「教職員の指導力の向上」がひとつあると思います。実際には誰でも指導できるという状況ではなく、専門の教科の先生方が教育課程に則って指導をしているのが現状でして、そのような状況を御理解いただけたらと思います。最後に学校給食についてですが、地場産のものを取り入れる取組が今非常に進んでいまして、「これは山梨のどこどこ産のもの」といった風に学校栄養士がコーディネートしてくれまして、月に1度位ですがいろいろと出てきています。山梨県産のPRが充実してきていると感じています。

(議長)

学習指導要領という話が出ましたが、新たな学習指導要領では例えば小学校でいいますと、「契約」という概念が入ってきます。中学校ですと、今まではクレジットの三者間契約は高校以上の履修内容でしたが、これが中学校に降りてくるということで、学習指導要領改訂の度に消費者教育の内容が充実してきているということです。給食もそうですが、食育というものがとても重視されるようになって、子どもたちに教育的にも地産地消、地域のもを食べることがよいといわれるようになってきました。

(委員)

生協のみでなく、郵便局などいわゆる宅配の分野にての、地域の見守り活動が大変有効ということで、私たち生協も市町村等と見守り協定を締結しながら、高齢者に限らず例えば障害をお持ちの方とか、道中倒れている方がいらっしゃればお声を掛けるなどということもしております。ただ、資料1ページの「9 消費者安全確保地域協議会の設置率」の5万人未満の市町村の取組が、H32年度時100%の目標に対して36.3%と遅れているということです。小さい市町村は高齢化率も高く、過疎化も進んでいると思っていますが、そういったところでの地域での見守り団体等の活動が非常に重要になってくるのではないかと考えています。我々も協定を結ぶことが目的ではなくて、何かあった時にお役に立てればと思い、いざというときに活動できるような体制づくりや、職員教育などの取組を地道に行っているところです。こういった目標に対する取組率の低い地域につ

いても、皆さんの力を借りながら取り組んでいくことによって、目標に近づけるのではと思いますので、情報提供等をお願いしたいと思います。

(議長)

国は人口5万人以上の市では100%設置を目標としていますが、山梨県は人口5万人以下についても100%設置にしようということで、これは結構大変な、高い目標を掲げているんですね。でも達成されればまた他の自治体に対しても地域の見守りをきちんとやっている先進県だということになりますので、県がバックアップをするということになっていますので、是非お願いします。

私も甲府市消費者安全地域協議会に関わっておりますけれども、小さな市町村にも県が支援活動をして、是非平成32年度末までに100%設置の目標を達成できれば、と思います。

(委員)

金融広報委員会にも出席しておりますが、小中学校のPTA総会といった場で、出前講座を行っていただいたらどうかと前から思っております。学校でも教科がいろいろあって、消費者教育はなかなか難しいという話がありましたので、出前講座を利用されることもよいのではと思います。

(事務局)

県民生活センターでも、年齢層は小中学校から高齢者まで、幅広く出前講座を実施したいと思っておりますので、遠慮なく声をかけていただければ出向いていきますので、ご連絡いただければと思います。

(委員)

ただ今お話しにありましたように、金融広報委員会でも大学生・高校生向けの講座などを開催しております。議長のお話にもありましたように、成年年齢の引き下げについても早めにキャッチアップしていこうということで、卒業前の高校3年生を中心に、学校からのご要望に対応する形で1時間半から2時間くらいでアドバイザーを派遣しまして講演を行っています。そういう活動をするなかで、実は少し難しいなと思っております。1点目は、授業が立て込んで時間が取りにくいために、卒業間近の2月頃に日程が重なりがちで、ご要望をいただいても全てに対応できないことがあり悩ましいということです。それから、18歳の時点でわかるというよりも、実際にはその前から理解に時間をかけていただくことが大事かと思っております。高校3年というよりも高校2年、場合によっては高校1年生でも皆さんスマホを使っていますので、できればわれわれももっと早い段階でアプローチしたいなと思っております。そのようなこともありますので、地域で講座をして欲しいという御要望がありましたら、是非金融広報委員会にお声かけいただきたいと思っております。

(議長)

なるほど、伺っていると、いろいろな情報交換の場にもなるのではないかと思います。他に何かございませんでしょうか。では、議事「(2)平成30年度消費者行政の概要について」、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料2により説明

(議長)

今説明がありました、何かご意見やご質問はありますか。特にございませんか。では次の議題で、議事「(3) 県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局から資料3により説明

(議長)

今説明がありました、何かご意見やご質問はありますか。

(委員)

先ほど事務局からも説明があり、資料3の5ページでも、2局でテレビスポットでの啓発を行っているとのことですが、ニュースが終わった後、7時までの時間帯で行っていますが、この時間に家にいらっしゃるのは高齢者の方が多いと思うのです。消費者被害に遭う方は高齢者が多いので、続けていただきたいのですが、ニュースが終わって突然「暮らしの情報です。」と入る。一つのアイデアなんです、両局とも定番的に、何か音楽がジャジャーンと入れるといったことで注目されるようなことができないかと。その音楽が流れたらテレビを見る、という流れがあると、もっと多くの方に見てもらえるのではないかと思います。

(議長)

見せる工夫をということで、どうぞ検討をよろしくをお願いします。

(委員)

資料3の4ページに「消費者月間(5月)」、「啓発用DVD放映」とありますが、私たち時々研究会をやっています、そういうときに、DVDをお借りするという事は可能でしょうか。種類も何種類かあるんですね。県民生活センターに直接伺う方法でいいでしょうか。

(事務局)

DVDを貸し出すことも可能ですので、ご連絡いただいでご活用いただければと思います。

まずは、お電話をいただければと思います。

(議長)

よろしいですか。では、他に何かありますでしょうか。よろしければ議事「(4) その他」ということで委員の皆様から何かありますでしょうか。なければ、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

補足で、県の事業で関係あるものを2つ紹介させていただきます。

今年の12月19日水曜日の午後1時から、場所はベルクラシック甲府で、「地方消費者フォーラム」を開催します。テーマは現在検討中ですが、消費者問題に関わる内容ということで、高齢者ネットワークの構築に向けた話や、SDGs達成のための課題などの中から2つくらいを設けて、消費者庁と決定していきたいと思っていますので、是非ご参加をお願いします。

また、金融広報委員会が中心となりますのですが、金融教育フェスタを来年の1月14日の祝日に開催します。場所は県立図書館です。全国組織の金融広報委員会が主催となりますが、県の金融広報委員会が協力されるということです。親子連れの方も楽しめる内容となりますので、是非御協力、御参加をお願いします。

あと、この審議会についてです。今年の予定は今回の1回ということですが、何か計画の中で重要な変更点等で皆様にお諮りしなければならないことがありましたら、再度開催することもあることをご理解いただきたいことと、もう一点は、国から啓発物等の送付がありましたら、皆様に定期的に送付しますので、回りの方々への周知等をしていただければと思っております。

(議長)

ただ今のことに何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。では、以上で議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。